

# 秦野市都市計画公園・緑地の見直し計画

( 素 案 )



平成29年10月

秦 野 市



## < 目 次 >

はじめに	P 1
本計画の位置付け	P 2
第1章 都市計画公園・緑地とは	P 3
(1) 都市計画公園・緑地の機能	P 3
(2) 都市計画公園・緑地の種類	P 4
第2章 本市の現状	P 5
(1) 都市計画公園・緑地の都市計画決定状況	P 5
(2) 都市計画公園・緑地の整備状況	P 6
(3) 住民一人当たりの都市公園面積	P 6
第3章 都市計画公園・緑地の見直し	P 7
(1) 社会情勢の変化	P 7
(2) 都市計画法に基づく建築制限の長期化	P 7
(3) 都市計画運用指針の改正	P 8
(4) 都市計画公園・緑地の見直しとは	P 9
(5) 神奈川県「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」の策定	P 9
第4章 見直しの基本的な考え方及び手順	P 10
(1) 見直しの基本的な考え方	P 10
(2) 見直し対象	P 10
(3) 見直しの手順	P 11
第5章 都市計画公園・緑地の見直し	
【事前準備】上位計画の確認	P 12
【ステップ1】見直し対象（区域）の選定	P 12
【ステップ2】必要性の検証	P 13
【ステップ3】実現性の検証	P 13
【ステップ4】代替性の検証	P 14
【まとめ】見直し結果	P 14
第6章 今後の進め方	P 15
(1) 都市計画公園・緑地の見直し手続き	P 15
(2) 新たな都市計画公園・緑地の計画に向けて	P 15
巻末資料	
(1) 秦野市都市計画公園及び緑地の一覧表	
(2) 都市計画公園・緑地位置図	

## はじめに

本市は都心から 1 時間程度に位置し、神奈川の屋根と言われる丹沢山塊のふもとに立地した緑豊かな都市です。

しかし、高度経済成長に伴い、急激な都市化の進展と人口増加により、まちなかの緑が失われてきました。

本市は「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」の実現を目指すなか、適正な土地利用を誘導し、都市の貴重な緑を保全し、また、創出する取り組みをこれまで進め、良好な都市環境及び住環境を確保するため、多くの都市計画公園や緑地を定め、整備を行ってきました。

しかし、半世紀以上も前に都市計画を定めているにもかかわらず、未だに整備が進んでいない公園も市内には存在し、計画策定時と比べ、公園の必要性や役割が時代とともに大きく変化しています。

近年、全国的に未整備の公園や緑地について問題視されるなか、都市計画を見直す方向性が国土交通省からも示されています。

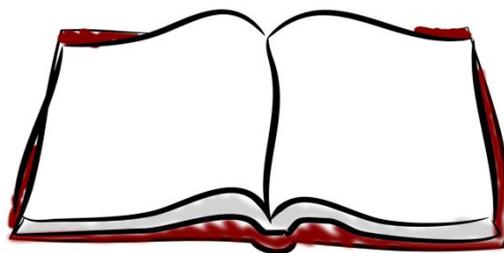
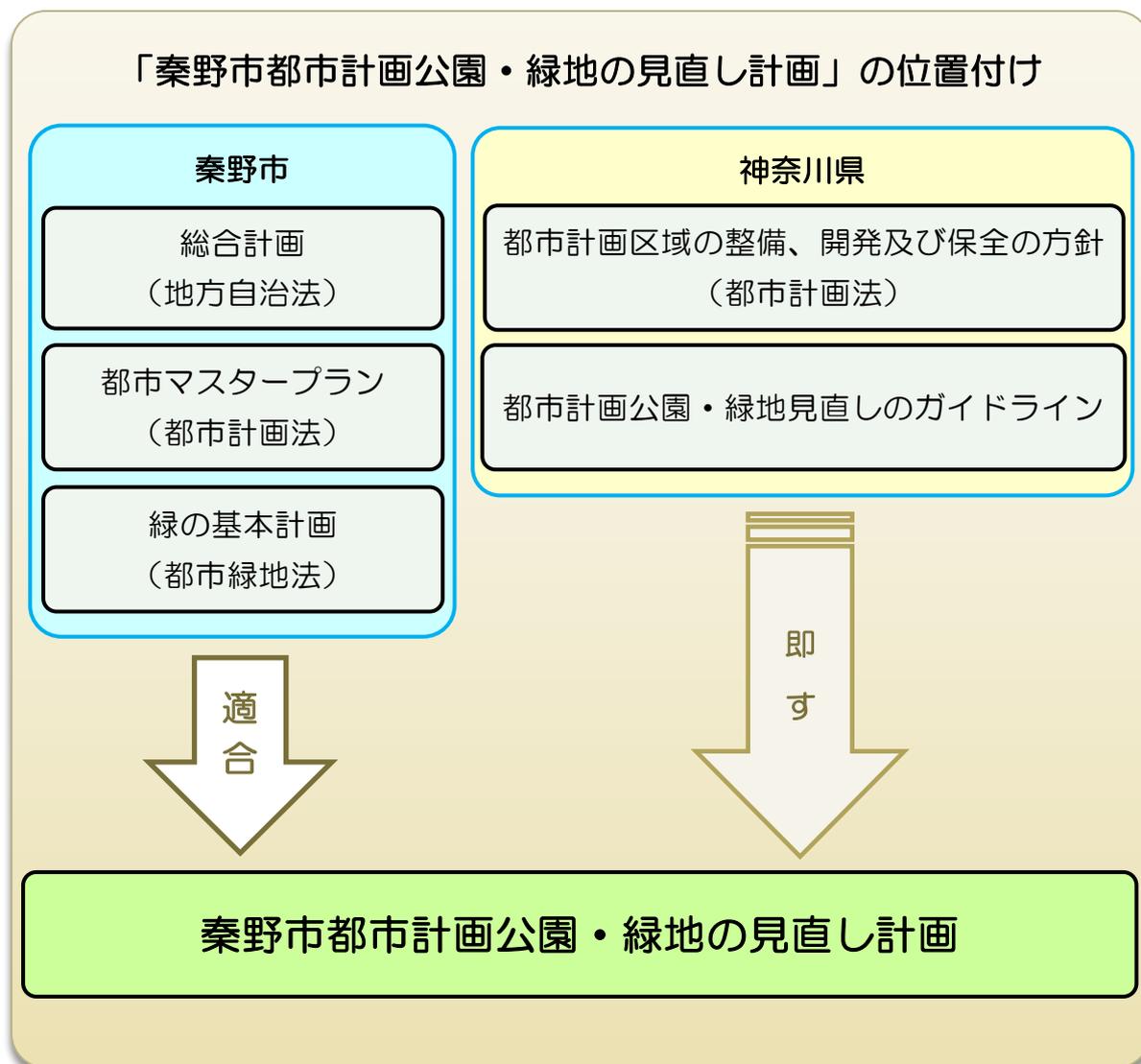
神奈川県では県内各市町の都市計画公園・緑地の見直し作業を円滑に進めるため、平成27年3月に「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」（以下「神奈川県ガイドライン」という。）を策定しました。

このような状況を踏まえ、本市の都市計画公園・緑地見直しに対する考え方を示すため「秦野市都市計画公園・緑地の見直し計画」を策定しました。



## 本計画の位置付け

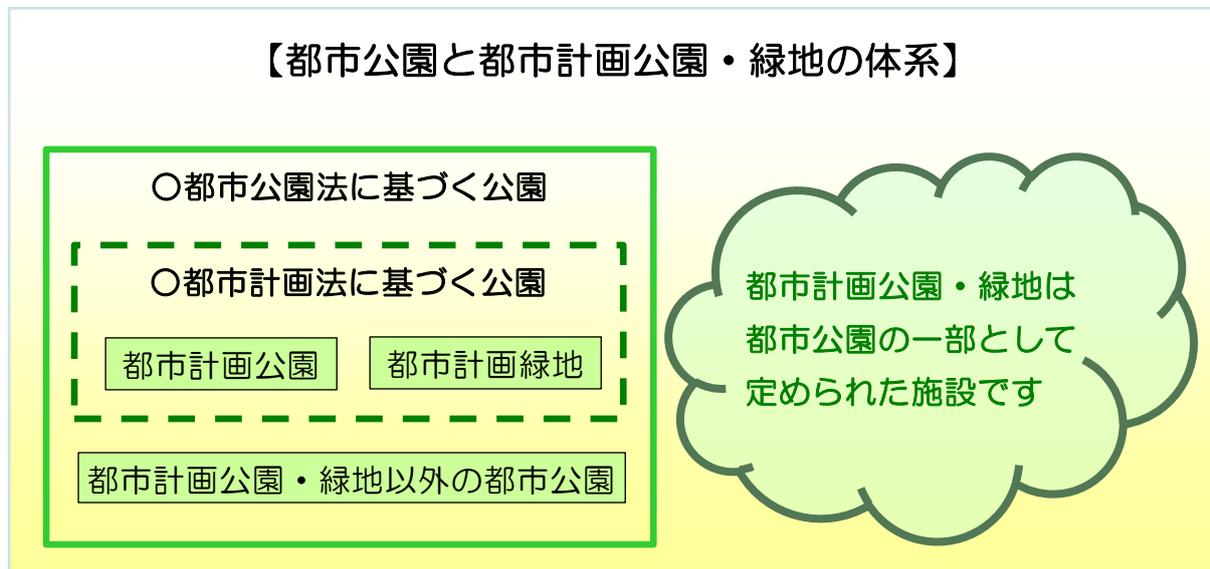
本計画は、「神奈川県ガイドライン」に即し、「秦野市総合計画」や「秦野市緑の基本計画」等の上位計画、関連計画を踏まえ、都市計画公園・緑地の見直しに対する本市の考え方を示すものです。



## 第1章 都市計画公園・緑地とは

都市計画公園・緑地とは、都市計画法第11条に基づき定められた都市計画施設で、施設緑地として整備され、市民のみなさまに親しまれています。

### 【都市公園と都市計画公園・緑地の体系】



※施設緑地以外では行為規制により保全を図る地域制緑地（自然公園など）があります

#### （1）都市計画公園・緑地の機能

都市計画公園・緑地は、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災などの各機能を保有し、都市にうるおいを与え、良好な都市環境を形成する空間としての役割を果たしています。

都市計画運用指針<sup>1</sup>では、次のとおり定められています。

都市計画公園…主として自然環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊び、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地である。



都市計画緑地…主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地である。



<sup>1</sup> 国土交通省が定めた都市計画の運用に関する原則的な考え方

## (2) 都市計画公園・緑地の種類

都市計画公園や緑地は、次のとおり区分されています。

種 類	種 別	内 容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊び、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ、1箇所当たり面積10ha以上を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ、1箇所当たり面積15ha以上を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として位置の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園等、特殊な公園で、その目的に即し配置する。
都市緑地		<p>主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地で、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。</p> <p>ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。</p>

※国土交通省ホームページより一部抜粋、網掛けは本市で定めているもの

## 第2章 本市の現状

### (1) 都市計画公園・緑地の都市計画決定状況

都市計画公園・緑地の種別ごとの都市計画決定状況は、「街区公園」が45箇所、「近隣公園」が2箇所、「地区公園」が1箇所、「総合公園」が1箇所、「運動公園」が1箇所、「広域公園」が1箇所、「特殊公園」が1箇所、「緑地」が4箇所の合計56箇所、面積は約117.9ヘクタールとなっています。

表1 都市計画公園・緑地の都市計画決定状況

(平成29年4月1日現在)

種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	45	6.75
近隣公園	2	3.3
地区公園	1	6.8
総合公園	1	20.1
運動公園	1	17.7
広域公園	1	50.7
特殊公園	1	1.0
緑地	4	11.55
合計	56	117.9

本市の都市計画公園・緑地は、昭和25年に弘法山公園を初めて都市計画公園として定めました。その後、高度経済成長期を迎え、人口の増加とともに、都市計画決定を進め、現在にいたっています。

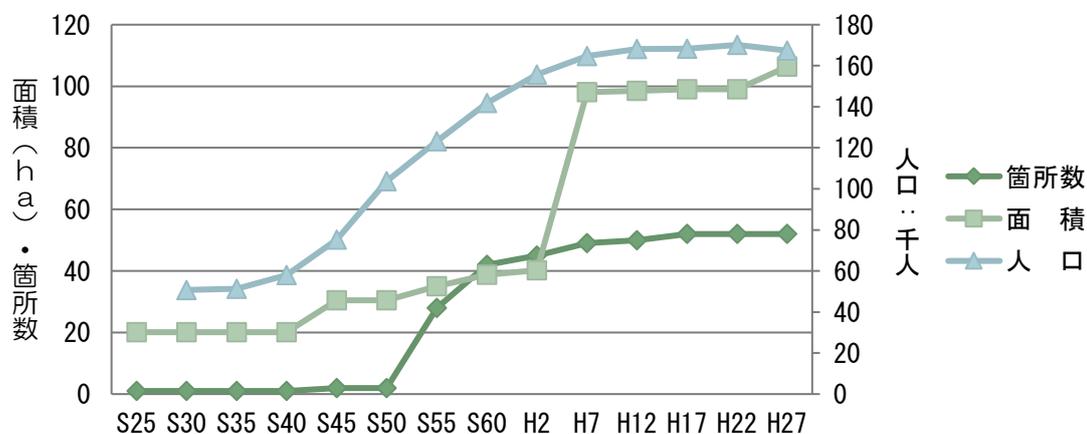


図1 公園・緑地の決定状況及び人口の推移

## (2) 都市計画公園・緑地の整備状況

都市計画公園・緑地の整備状況は平成 29 年 4 月 1 日現在で、55 箇所、面積約 83 ヘクタールが整備済みです。整備率は計画面積の約 70 パーセントで、神奈川県下の平均整備率（約 71 パーセント：平成 24 年 3 月 31 日現在）と同程度となっています。なお、未整備の公園・緑地は 1 箇所（総合公園）で、都市計画決定から半世紀以上を経ています。

## (3) 住民一人当たりの都市公園面積

本市の住民一人当たりの都市公園面積（都市計画決定していない都市公園の面積を含む）は、平成 29 年 4 月 1 日現在 6.37 平方メートルとなっています。

平成 20 年 3 月に策定した「秦野市 緑の基本計画」では、目標年次である平成 37 年度までに 9.08 平方メートルとすることを目標としています。

表 2 秦野市 都市公園の開設状況

		秦野市緑の基本計画策定時		現在の状況	
基準日		平成 19 年 4 月 1 日		平成 29 年 4 月 1 日	
市の人口		168,579 人		166,093 人	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市計画公園・緑地	街区公園	45	6.76	45	6.76
	近隣公園	2	3.33	2	3.33
	地区公園	1	6.82	1	6.82
	総合公園	0	0.00	0	0.00
	運動公園	1	16.42	1	17.75
	広域公園	1	34.63	1	36.10
	特殊公園	1	1.02	1	1.02
	都市緑地	4	11.45	4	11.45
	小計	55	80.43	55	83.23
開設告示のみ (都市計画以外)	街区公園	116	6.46	133	8.27
	風致公園	1	0.66	1	0.66
	都市緑地	6	2.27	8	13.60
	小計	123	9.39	142	22.53
合計		178	89.82	197	105.76
住民一人当たり面積 (㎡)		—	5.33	—	6.37

※都市公園法施行令や秦野市都市公園条例では、住民一人当たりの公園面積の目安として、市域内では 10 平方メートル以上、市街地では 5 平方メートル以上としています。

## 第3章 都市計画公園・緑地の見直し

### (1) 社会情勢の変化

戦後まもなくから高度経済成長期、バブル景気の時期にかけては、増え続ける人口及び都市へ集中する住民を受け入れる拡大成長型のまちづくりが求められ、あわせて市民生活に不可欠な都市基盤施設（道路、公園、下水道等）の整備も進められてきました。

一方、都市基盤の整備には多額の予算を要するため、都市の成長に追従できず整備が遅れている都市基盤施設が存在することも事実です。

21世紀に入り、人口増加の時代から少子高齢化が著しい人口減少社会が到来し、また、限られた財源のなかで、これまで整備してきた都市基盤施設の維持管理費の捻出や、計画を策定したものの未だに事業着手にいたっていない都市基盤施設について、今後の都市のあり方を含め課題となっています。

本市においても限られた財源のなかで「選択と集中」という考えのもと、既存ストックの活用を図るため「秦野市公園施設長寿命化計画」を策定し、維持管理費の低減に努めるとともに、秦野中央運動公園や秦野中央こども公園の再整備を行い、時代に応じた活用を推進しています。

### (2) 都市計画法に基づく建築制限の長期化

都市計画公園・緑地などの都市計画施設の計画地内において建築物を建築しようとする場合は、都市計画法第53条の規定に基づく許可<sup>2</sup>が必要となります。

◎都市計画法第53条第1項に関する許可基準（同法第54条）

- ・階数が2以下で、かつ地階を有しないこと
- ・主要構造物（建築基準法第2条第5号に定める主要構造物をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること

都市計画法第53条の建築制限は都市計画施設が計画され、事業着手するまでの間、規制が続くことから、未整備の都市計画施設区域内では、土地利用規制が長期にわたるため問題となっています。

なお、本市では、未整備の都市計画施設等の区域内における建築行為に対して、「秦野市都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築許可に係る審査基準を定める要領」を制定し、事業実施の熟度等を勘案したうえで、都市計画法第53条に関する許可基準の緩和措置を行っています。

<sup>2</sup> 本市では権限移譲により市長の許可となります。

### (3) 都市計画運用指針の改正

長期未着手の都市計画施設について、都市計画を定めた時点と比べ、社会情勢が変化し、施設の必要性について検証する方向性が平成12年度に改正された都市計画運用指針で初めて示され、現在の指針では次のとおり記載されています。

#### 都市計画運用指針（妙）：平成29年6月

##### Ⅲ-2-4 適時適切な都市計画の見直し

例えば、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うことにより、その必要性の検証を行うことが望ましく、都市計画決定時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、変更の理由を明確にした上で見直しを行うことが望ましい。

##### Ⅲ-2-5 マネジメント・サイクルを重視した都市計画

都市計画総体としての取組を実施する場合には、その一環として、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画等について、定期的に見直し候補を抽出するための検討を行うとともに、当該検討の結果を公表することが望ましい。

##### Ⅳ-2-2-I)-2 都市施設に関する都市計画の見直しの考え方

目指すべき都市像を実現するために都市計画決定された都市施設については、その整備に相当程度長期間を要するものであり、その実現に向け一定の継続性が要請されるものであることから、変更は慎重に行われるべきものである。また、都市内においては個々の都市施設がそれぞれ個別に機能を果たすものではなく、各施設が相互に組み合わさって総体として機能が発揮されるものであることから、見直しに当たっては、そのような総合性、一体性の観点から施設の配置、規模等についての検討を行うことが必要である。

都市の将来像を実現するために都市計画決定されたが、その後長期にわたり事業が行われていない施設の問題については、その計画の変更は慎重に行われるべきものではあるが、これまでの運用においては一度都市計画決定した施設の都市計画の変更についてあまりにも慎重すぎたきらいもある。長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい。

この場合、都市施設の都市計画は都市の将来の見通しの下、長期的視点からその必要性が位置づけられているものであり、単に長期にわたって事業に着手していないという理由のみで変更することは適切ではない。都市施設の配置の変更や規模の縮小、廃止は、個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うのではなく、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等の検討を行い、その必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきである。

#### (4) 都市計画公園・緑地の見直しとは

都市計画を定めた後、長期未着手となっている公園・緑地について、都市の将来像や社会情勢の変化、地域の実情、既存ストックの活用を考慮したうえ、その必要性を確認するなど都市計画の再検証を行い、行政としての説明責任を果たすことで都市計画に対する信頼性を高めることを目的としています。

#### (5) 神奈川県「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」の策定

これらの状況を踏まえ、神奈川県では平成27年3月に「神奈川県ガイドライン」を策定し、県内の長期未着手となっている公園・緑地の原因と課題について、次のとおりまとめています。

##### ① 財政事情

- ・住宅等が立地して、用地取得の事業費が膨大になることから、整備の見通しが立たない。
- ・限られた予算の中で、優先順位の高い公園・緑地から整備を進めているため、優先順位の低い都市計画公園・緑地は未着手となっている。

##### ② 類似機能の存在

- ・近隣において、特別緑地保全地区等の地域制緑地又は都市計画決定されていない都市公園や各市町の条例・要綱に基づく広場など、公園・緑地に係る制度等で当該都市計画公園・緑地に求められる機能が一部確保されていることから、整備優先度が低下している。
- ・都市計画公園・緑地に重複して、自然公園等の他の緑地制度が定められていることから、整備優先度が低下している。

##### ③ 部分開設

- ・用地取得の難航などによって、部分的にしか開設されていないため、当該都市計画公園・緑地に求められる全ての機能が発揮されていないものの、一定の機能が確保されていることで整備優先度が低下している。

##### ④ 技術的な課題

- ・区域内に急斜面や崖地等大きな段差が含まれるなど、地形上の制約があることや、大きな段差により分断された両区域を結ぶためのアプローチ道路が無いことなどから、事業実施が困難となっている。

##### ⑤ 砂浜等の公共空地の存在

- ・都市公園としては開設されていないが、砂浜、河川水面、公有林など現状のままでも、当該都市計画公園・緑地に求められる機能が一部確保されている。

##### ⑥ 関連事業との調整

- ・土地区画整理事業の区域内に存する都市計画公園など、関連事業の進捗の遅れが影響し、事業実施が見送られている。

## 第4章 見直しの基本的な考え方及び手順

### (1) 見直しの基本的な考え方

前章までの状況及び神奈川県ガイドラインを踏まえ、検証作業にあたっての基本的な考え方は次のとおりとします。

#### ア 見直しの視点

個々の都市計画公園・緑地の見直しは、求められる機能を踏まえて、必要性、実現性、代替性の観点から行います。

#### イ 見直しの考え方

- ① 必要性が認められ、目標年次（おおむね 20 年後）における実現性があると判断できる都市計画公園・緑地の都市計画は「存続」します。
- ② 必要性は認められるが目標年次における実現性が乏しく、周辺に都市施設として都市計画決定できる代替先がある場合には、これに付替え、都市計画を「変更」します。
- ③ 必要性が認められない場合は都市計画を「廃止」します。また、必要性が認められるが目標年次における実現性が乏しく、周辺に都市施設として都市計画決定できなくても、公園・緑地関連の法令により継続性・担保性を確保できる代替先がある場合には、都市計画を「廃止」します。
- ④ 必要性は認められるが目標年次における実現性が乏しく、周辺に適当な代替先がない場合は都市計画を「存続」します。ただし、土地の所有者等に長期にわたり過度な建築制限を課すなど、地域の実情によりやむを得ない場合には、都市計画を「廃止」する選択肢を設けます。

### (2) 見直し対象

都市計画決定後、20年以上経過しても未着手の区域を含む都市計画公園・緑地を見直しの対象とします。

なお、県立公園については見直しの対象から除きます。

### (3) 見直しの手順

都市計画公園・緑地の見直しは神奈川県ガイドラインの見直しフローに基づき行います。

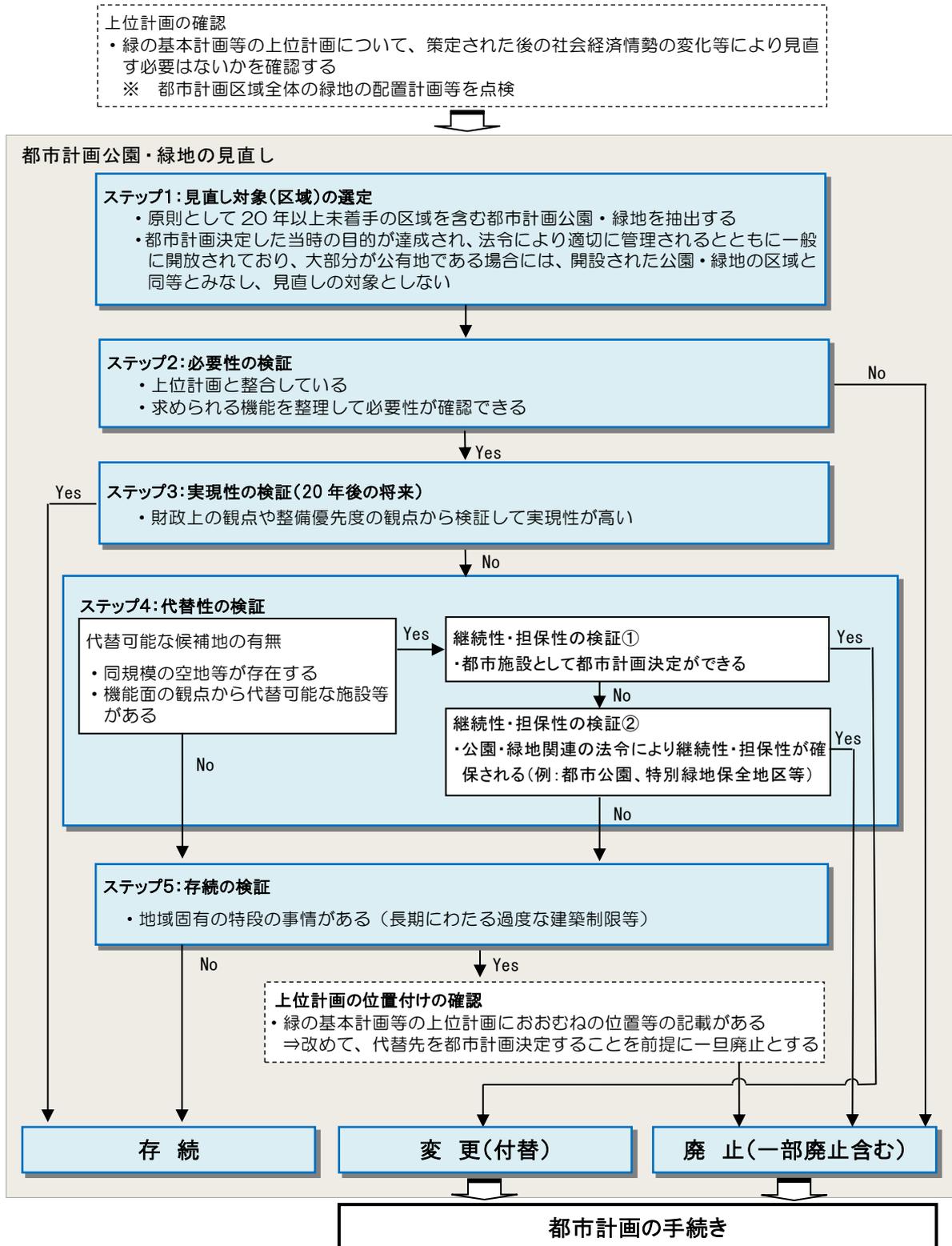


図2 神奈川県ガイドライン 都市計画公園・緑地の見直しフロー

## 第5章 都市計画公園・緑地の見直し

第4章に示した考え方、フローの手順に従い、本市の都市計画公園・緑地の見直しを次のとおり行います。

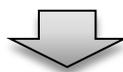
### 【事前準備】上位計画の確認

- ・緑の基本計画等の上位計画について、策定された後の社会経済情勢の変化等により見直す必要がないかを確認する。

※都市計画区域全体の緑地の配置計画等を点検。

⇒ 神奈川県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では「都市計画公園・緑地等については、その必要性や配置、規模の検証など見直しを行い、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、適切に配置するものとする」と示されています。

また、本市の緑の基本計画（平成20年3月）や都市マスタープラン（平成24年3月）では、都市計画公園・緑地の見直しに関する考え方は示していませんが、計画策定後に神奈川県ガイドラインが示されたことなどを踏まえ、本計画策定後に整合を図ります。



### 【ステップ1】見直し対象（区域）の選定

- ・都市計画を定めた後、20年以上未着手の区域を含む都市計画公園・緑地を抽出する。

⇒ 弘法山公園（総合公園）が該当（都市計画を定めた昭和25年3月31日より67年が経過：巻末の都市計画公園・緑地一覧表参照）します。

- ・都市計画決定した当時の目的が達成され、法令により適切に管理されるとともに一般に開放されており、大部分が公有地である場合には、開設された公園・緑地の区域と同等とみなし、見直しの対象としない。

⇒ 弘法山公園については、自然公園として適切に管理され、市民の憩いの場となっていますが、都市計画決定した当時の目的（総合公園）が達成されているとは言えないため見直しの対象とします。



ステップ2以降、「弘法山公園」について検証

### 【ステップ2】 必要性の検証

- 上位計画と整合している。
- 求められる機能を整理して必要性が確認できる。

⇒ 上位計画との整合については【事前準備】で検証したとおり本計画策定後に整合を図ります。また、弘法山公園は当初決定時に、住民のレクリエーションの向上、風致の保全を目的としていました。現在の緑の基本計画では、公園に求められる主な機能として「レクリエーション機能」、「環境保全機能」、「景観形成機能」、「防災機能」と定めており、弘法山公園には総合公園についても、これらの機能が求められています。

 Yes

### 【ステップ3】 実現性の検証

- 財政上の観点や整備優先度の観点から検証して実現性が高い。

⇒ 厳しい財政状況の折、多額の予算を必要とする大規模な公園整備事業を実施することは困難であり、現状の土地利用や法規制及び他公園の整備状況を踏まえると、総合公園としての弘法山公園早期整備は難しい状況です。

 No

### 【ステップ4】 代替性の検証

- 代替可能な候補地の有無（同規模の空地、機能面の代替可能施設等）。

⇒ 総合公園として同規模の代替地を確保することはできませんが、レクリエーション機能や防災機能については、秦野市カルチャーパーク（秦野中央運動公園、秦野中央こども公園）をはじめとする市内各公園で代替性があると考えます。環境保全及び景観形成機能については現状の自然公園としての土地利用により充足していると考えます。

 Yes

#### 【ステップ4】 継続性・担保性の検証①

・都市施設として都市計画決定できる。

⇒ 代替機能を有する市内各公園は既に都市計画により定められており、継続性、担保性を有しています。

このため代替性を有する既存公園に対して、あらためて都市計画手続きを行い、代替機能を割り当てる必要があるかについては、今後、具体的な協議において調整を行います。

本計画においては、都市計画決定を行う場合を【ケース1】、都市計画決定を行わない場合を【ケース2】として検証を進めます。

Yes 【ケース1】

No 【ケース2】

#### 【ステップ4】 継続性・担保性の検証②

・公園、緑地関連の法令により継続性、担保性が確保される。

⇒ 都市計画公園に重複して自然公園の緑地制度（自然公園法）が定められており、厳しい建築制限や土地の改変行為が制限されているため開発行為等の抑止力となっていることから、継続性、担保性が確保されています。

Yes

#### 【ケース1】 変更（付替）

⇒ 弘法山公園が確保すべきとされていた機能（レクリエーション等）の一部を市内の他の公園へ付替を行います

#### 【ケース2】 廃止

⇒ 弘法山公園の都市計画を廃止しても、必要とされる機能は関連する他法令により確保されます。

#### 【まとめ】 見直し結果

見直し対象となる総合公園「弘法山公園」については、計画策定当初の機能の必要性は認められるものの、既にレクリエーション機能などが市内の既存公園において一定の水準に達しており、総合公園の実現性や計画区域が県立自然公園と重複し、他法令に基づく継続性、担保性が確保されています。

そのため、【ケース1】の結論である「変更」、もしくは【ケース2】の「廃止」のいずれのケースにおいても、弘法山公園については、都市計画の位置付けを「廃止」する方向に結びつきます。

## 第6章 今後の進め方

### (1) 都市計画公園・緑地の見直し手続き

現段階で公園・緑地の見直し計画の対象となる施設は総合公園「弘法山公園」の1箇所のみで、検証の結果、都市計画を「廃止」することも可能である方向性にいたりしました。

今後は、上位計画の改定により整合を図り、より詳細な検証作業及び関係機関との調整を進め、目途が立った段階で都市計画の手続きを進めていきます。

### (2) 新たな都市計画公園・緑地の計画に向けて

都市計画公園・緑地については、市街地内の良好な都市環境を創出し、地域住民のレクリエーションの場としての機能のほか、阪神淡路大震災、東日本大震災など大規模な地震や災害に対して、防災対策上の観点から、公園・緑地が持つ防災機能が改めて重要視されています。

また、都市マスタープランの一部である立地適正化計画の策定など、コンパクトシティへの移行を推進する必要性から、都市計画公園・緑地の配置や管理主体、管理及び利用方法などについても見直す可能性が生じることも考えられます。

このような新たな動きについては、今回の見直し作業だけにかかわらず、適時適切に公園・緑地の見直し作業を行い、個々の都市計画公園・緑地の追加、変更、廃止を視野に入れていくことが求められます。

【 卷 末 資 料 】

○秦野市都市計画公園及び緑地の一覧

平成29年4月1日現在

No.	種別	番号	名称	位置	都市計画決定		整備 状況	当初決定 から20年 以上経過	備考
					計画決定 面積 (ha)	当初決定日 年月日			
1	街区公園	2・2・1	くずは台西公園	東田原地内	0.36	S52.4.25	○	○	
2		2・2・2	おおね台すがわら公園	北矢名地内	0.22	S52.4.25	○	○	
3		2・2・3	おおね台みどり公園	北矢名地内	0.12	S52.4.25	○	○	
4		2・2・4	つくだ公園	南矢名五丁目地内	0.11	S52.4.25	○	○	
5		2・2・5	まえだ公園	西大竹地内	0.14	S52.4.25	○	○	
6		2・2・6	なかじま東公園	洪沢三丁目地内	0.14	S52.4.25	○	○	
7		2・2・7	くずは台南公園	東田原地内	0.85	S53.6.1	○	○	
8		2・2・8	くずは台北公園	東田原地内	0.11	S53.6.1	○	○	
9		2・2・9	ちむら台公園	千村地内	0.11	S54.2.21	○	○	
10		2・2・10	ほうらい公園	曾屋地内	0.12	S55.9.1	○	○	
11		2・2・11	みねかいど公園	尾尻地内	0.19	S56.10.19	○	○	
12		2・2・12	いいづか北公園	南矢名地内	0.15	S56.10.19	○	○	
13		2・2・13	みやた公園	南矢名地内	0.10	S56.10.19	○	○	
14		2・2・14	いいづか南公園	南矢名地内	0.10	S56.10.19	○	○	
15		2・2・15	みなみが丘東公園	南が丘三丁目地内	0.37	S57.7.26	○	○	
16		2・2・16	みなみが丘西公園	南が丘一丁目地内	0.29	S57.7.26	○	○	
17		2・2・17	しもおちあい公園	下落合地内	0.16	S58.7.22	○	○	
18		2・2・18	とりいまつ公園	南矢名地内	0.16	S61.9.2	○	○	
19		2・2・19	ひかりのまち公園	鶴巻南四丁目地内	0.33	S63.6.1	○	○	
20		2・2・20	くずは台東公園	東田原地内	0.30	H5.1.13	○	○	
21		2・2・21	こうぼうふじみ公園	曾屋地内	0.40	H10.11.13	○	×	
22		2・2・22	おじり公園	尾尻地内	0.31	H13.5.7	○	×	
23		2・2・23	おおがみ公園	尾尻地内	0.21	H13.5.7	○	×	
24		2・2・101	とりいばら公園	西田原地内	0.06	S52.4.25	○	○	
25		2・2・102	なかはら公園	西田原地内	0.07	S52.4.25	○	○	
26		2・2・103	いりのさわ公園	名古木地内	0.06	S52.4.25	○	○	
27		2・2・104	もえぎ台公園	鶴巻北二丁目地内	0.05	S52.4.25	○	○	
28		2・2・105	しみず公園	南矢名五丁目地内	0.05	S52.4.25	○	○	
29		2・2・106	ことぶき公園	寿町地内	0.05	S52.4.25	○	○	
30		2・2・107	なかじま南公園	洪沢三丁目地内	0.09	S52.4.25	○	○	
31		2・2・108	なかじま北公園	洪沢三丁目地内	0.08	S52.4.25	○	○	
32		2・2・109	なかじま西公園	洪沢二丁目地内	0.07	S52.4.25	○	○	
33		2・2・110	しぶさわふじみ公園	洪沢二丁目地内	0.06	S52.4.25	○	○	
34		2・2・111	とちくぼ公園	栃窪地内	0.06	S52.4.25	○	○	
35		2・2・112	ゆのさわ公園	菖蒲地内	0.07	S52.4.25	○	○	
36		2・2・113	こみなみ公園	南矢名地内	0.08	S53.6.1	○	○	
37		2・2・114	みそだした公園	今泉地内	0.06	S55.9.1	○	○	
38		2・2・115	すわした西公園	今泉地内	0.05	S55.9.1	○	○	
39		2・2・116	ひがしきたくぼ公園	南矢名地内	0.06	S56.10.19	○	○	
40		2・2・117	うりゅうの公園	南矢名地内	0.07	S58.7.22	○	○	
41		2・2・118	かいど公園	南矢名地内	0.06	S58.7.22	○	○	
42		2・2・119	さんのうした公園	南矢名地内	0.05	S58.7.22	○	○	
43		2・2・120	くずわぶち南公園	羽根地内	0.07	S58.7.22	○	○	
44		2・2・121	とかわ台公園	戸川地内	0.07	S58.7.22	○	○	
45		2・2・122	すなだ南公園	南矢名四丁目地内	0.06	H5.1.13	○	○	
46	近隣公園	3・3・1	秦野中央こども公園	新町地内	1.30	S51.4.13	○	○	
47		3・3・2	南が丘公園	南が丘三丁目地内	2.00	S54.3.30	○	○	
48	地区公園	4・4・1	大根公園	鶴巻地内	6.80	H3.7.2	○	○	
49	総合公園	5・5・1	弘法山公園	曾屋・南矢名地内	20.10	S25.3.31	×	○	長期未着手
50	運動公園	6・5・1	秦野中央運動公園	平沢地内	17.70	S44.3.28	○	○	
51	特殊公園	8・3・1	桜土手古墳公園	堀山下地内	1.00	H1.11.21	○	○	
52	広域公園	9・6・1	秦野戸川公園	堀山下・戸川・横野	50.70	H4.1.17	△	○	事業中(県)
53	緑地	1	立野緑地	南が丘五丁目地内他	10.30	S54.3.30	○	○	
54		2	やまの台緑地	洪沢地内	0.40	S54.6.20	○	○	
55		3	はちまんやま緑地	尾尻地内	0.38	S56.10.19	○	○	
56		4	せりざわ緑地	曾屋地内	0.47	H10.11.13	○	×	

# 都市計画公園・緑地 位置図



丹沢大山国定公園

県立丹沢大山自然公園  
普通地域

県立丹沢大山自然公園特別地域







## 秦 野 市 民 憲 章

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、  
このまちの限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 平和を愛する市民のまち、  
それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、  
それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、  
それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、  
それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住みよいまちを、  
それは私たちのちかいです。